



Title	非人道的兵器の禁止条約参加をめぐる国内政治：米国の政策決定過程にみる軍の役割
Author(s)	日高， 薫
Citation	大阪大学， 2017， 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/61842
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (日 高 薫)

論文題名

非人道的兵器の禁止条約参加をめぐる国内政治—米国の政策決定過程にみる軍の役割

論文内容の要旨

本研究は、非人道的であるとされる兵器の禁止条約に、対象兵器の保有国が参加するに至るメカニズムを明らかにするものである。非人道的兵器の禁止条約は、関係国間の戦略的な安定性の確保を一義的に企図したものではないために、対象兵器の保有国がそのような合意をわざわざ受け入れるということは考えにくい。しかしながら、冷戦期以降、軍事的有用性の高い兵器に対して、その製造・使用・保有を含む包括的かつ厳格な禁止を課す多国間条約が次々に成立しており、しかも少なからぬ保有国がこれらの条約に参加してきている。

このパズルに対して先行研究は、人道主義的な規範の影響によって説明を試みてきた。しかしながら、この立場では、同じように強固な規範が存在しながらも条約ごとに保有国の対応が異なることについて、うまく説明できない。これに対して本研究では、保有国国内の「軍の役割」に着目した新たなメカニズムを理論的に提示し、その妥当性を生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、対人地雷禁止条約という3つの条約への米国の対応を事例として、実証的に示していく。

第1章では、本稿の核となる理論的主張を提示する。その骨子は以下の通りである。まず、非人道的兵器の禁止条約参加に伴う「軍事的コスト」は軍の私的情報であると考えられる。そこで、政策決定者は軍事的コストについて軍に助言を求めることになる。ところが、軍は組織利益を優先する存在であり、兵器の規制に対しては常に反対する誘因が強い。そのため、政策決定者の眼からすると、軍は兵器の禁止に対しては、その兵器が本当に国家にとって必要不可欠であろうとなかろうと、国家安全保障上の観点ではなく単に組織利益から反対しているように映ってしまう。従って、政策決定者は軍が条約参加に賛成すればその助言を信頼することが出来るが、反対した場合にはその助言の真偽が信頼しきれなくなってしまうのである。

すなわち、政策決定者は、軍が条約に賛成すれば、助言を真であると判断し条約に参加する。軍が条約に反対した場合には、その助言を真であると判断したときには条約に参加せず、偽であると判断したときには条約に参加する。ここで、軍の条約への反対に際して助言の真偽を判断する基準として、本稿では「軍以外の情報源」「軍の評判」「軍内部での助言の一致度」という3つの基準を設定する。政策決定者はこれらを参照することで、軍が条約に反対した場合の助言の真偽を見極めるのである。

以上の理論的主張に基づいて、第2章では生物兵器禁止条約の事例を検討する。ここでは、米国が最終的に条約参加に至った背景に、統合参謀本部による条約への反対が、最終的にニクソン大統領・レアード国防長官ら政策決定者の信頼性を得ることが出来なかったというメカニズムが働いていたことが示される。

第3章では、化学兵器禁止条約への対応が扱われる。ここでは、軍が条約への賛意を見せたことによって、政策決定者がその助言を直ちに信頼して条約参加に至ったという経緯を示していく。具体的には、米国は化学兵器の禁止に対して1970年代・80年代を通じて抵抗し続けていたが、1990年代に入るとその態度が急変し、米ソ二国間での合意から一気に化学兵器禁止条約への成立に至る。本章ではそのような米国政府の対応が、1970年代・80年代を通じた軍の条約への反対と、1990年代に入ってから条約への賛成という助言内容の変化によるものであったことが明らかにされる。

第4章では、対人地雷禁止条約への米国の不参加が、軍の条約への反対意見が最終的に政策決定者の信頼を得たためであったことが実証される。具体的には、統合参謀本部を中心として軍部が対人地雷の軍事的有効性を強硬に主張したのに対して、クリントン大統領が最終的にその助言を信頼したことによって条約への不参加を決断したことが示される。

以上の議論により本稿では、「政軍関係で軍縮を説明する」というこれまで見落とされてきた視点から理論を組み立て、軍縮論と政軍関係論を架橋する独自の視点を提示している。

第一に、軍縮論への貢献として、本稿は軍縮条約への国家の対応における「軍の役割」という新たな着眼を示し、理論化した。軍縮が本来国家の安全保障に直結するイシューであることに鑑みると、軍というアクターの影響はこれ

までの軍縮論で不自然にも看過されてきた点であって、その理論化によるインプリケーションは大きい。

第二に政軍関係論への貢献として、本稿は「説明変数としての政軍関係」という新たな視点を示している。これまで国際政治学において、政軍関係は説明対象として注目されることが多かった。この点、本稿の示した「政軍関係の変動が国際政治現象にもたらす影響」という見方は、軍縮以外の 이슈でも応用可能な発展可能性を秘めているものである。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (日 高 薫)			
論文審査担当者	(職) 氏 名		
	主 査	准教授	湯川 拓
	副 査	教授	星野 俊也
	副 査	教授	中嶋 啓雄

論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、非人道的兵器の禁止条約に保有国が参加するメカニズムを国内の政軍関係に注目した上で理論的に提示し、それを三つの事例分析（米国の生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、対人地雷禁止条約、という三つの条約への対応）を通して実証したものである。

本論文は序章・終章と本論4章より構成される。本論は理論部である第1章と、事例分析である第2～4章に分けられる。

序章では、非人道的兵器の禁止条約についての基本的な事実経緯を紹介した上で、本論文の問題設定である「なぜ対象兵器の保有国が禁止条約に参加するのか」という問いに対する先行研究が整理される。そして、NGOによる社会化などの規範的な説明が通説的な地位を占めているが、それでは国ごと／兵器ごとの偏差を適切に説明できないことが指摘される。

第1章では本論文の理論的主張が提示される。これまでの研究では軍の役割というものが見過されてきたことを指摘した上で、政軍関係から兵器の禁止条約への参加／不参加を説明するというのが基本的な軸となる。要点を述べると、具体的には以下の通りである。非人道的兵器の禁止条約参加に伴う軍事コストについては専門家であるところの軍の助言を仰ぐことになる。しかし、軍には安全保障面からの判断以外に、自身の組織的利益から条約への参加を避けようとする誘因が働きがちである。そのため、政策決定者からすると軍から得られた判断というものが純粋に軍事コストを考慮してのものなのか組織的利益を考慮してのものなのか分からないため、軍から得られた情報の信頼性について疑念が生じることになる。この「軍の判断に対する信頼性」が条約への参加を大きく左右するというのが本論文の骨子である。その上で、「軍以外の情報源」「軍の評判」「軍内部での助言の一致度」という3つの要因が「軍の判断に対する信頼性」を左右するとする。

第2章では米国の生物兵器禁止条約への対応という事例において上記のメカニズムが作用していたことを実証する。この事例においては、政策決定者から助言を求められた統合参謀本部は条約参加に対して反対する姿勢を見せたが、その助言は信頼性を得ることができず、最終的に米国は条約に参加するに至ったことが示された。

第3章では米国の化学兵器禁止条約への対応という事例において上記のメカニズムが作用していたことを実証する。この事例においては、米国は1970年代から80年代にかけては化学兵器の禁止に抵抗し続けていたが、90年代に入ってその姿勢を転換させた。本章では、その背景として軍が条約に賛成するようになったという要因が存在することを示した。

第4章では米国の対人地雷禁止条約への対応という事例において上記のメカニズムが作用していたことを実証する。この事例では、政策決定者から助言を求められた軍が条約への参加に対して強硬に反対し、それが信頼性を得られたために米国は条約への不参加という決断に至ったことが実証的に示された。

以上、本論文は、これまでは主に規範要因によって説明されてきた、非人道的兵器の禁止条約への保有国の参加という事象に対し、政軍関係という全く新たな要因からの説明を提示している。他方、本論文の仮説を実証するためには、政策決定者と軍が互いの主張をどのように認識していたかという資（史）料では現れにくい部分まで示さなくてはならず、その意味で実証性にやや問題はある。ただ、それでも現時点で用い得る資料を幅広く動員し、政軍関係が軍縮条約参加に与えた影響について説得力のある立証を行っている。したがって、審査委員会は一致して本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。